

## 登録団体に関する手続きについて

高齢者向けホームページ「シニア ナビ ねりま」に情報を掲載するためには、事前に団体としての登録申請が必要になります。

また、掲載できる情報の内容・量等、一定の制限があります。

以下、登録団体に関する事項についての説明をお読みの上、申請していただけるよう、よろしくお願いいたします。

### 1 登録可能な団体の種類と要件

区内に活動の根拠を置く、下記(1)または(2)にあてはまる団体が登録の対象となります。

#### (1) シニア向けサービス団体

〈要件〉概ね50歳以上の方が利用または参加できるサービスを提供している団体（法人格は問いません）

#### (2) シニアサークル

〈要件〉下記①～③のすべてを満たす団体

- ① 各種の活動を通じての相互の交流を目的としている
- ② 過半数が50歳以上の練馬区在住者により構成されている
- ③ 代表者が練馬区在住者（年齢は50歳未満でも可）

### 2 掲載できる情報の種類

#### (1) 登録団体の紹介

登録団体を分野別に掲載し、下記①～⑨情報を公開します。

- ① 団体名
- ② 団体紹介（自由記載 250字以内）
- ③ 活動場所
- ④ 活動日
- ⑤ 会費等
- ⑥ 団体ホームページ URL
- ⑦ 会員数および区内在住者の数（シニアサークルのみ）
- ⑧ 代表者・連絡担当者
- ⑨ 問合せ先

■ 掲載期間：1年間（登録更新※下記5-(2)参照 により継続可能です。）

■ 画像等の添付ファイル：1点まで（容量1MBまで）

## (2) 新着情報

「シニア ナビ ねりま」内の「新着情報」のコーナーへの情報掲載ができます。掲載できる情報は、登録団体が主催する催し物等の開催情報などのお知らせです。

- 掲載期間：最長1ヶ月間（掲載したい記事を都度、投稿していただきます。投稿時に、掲載開始日～終了日を指定していただきます）
- 画像等の添付ファイル：1点まで（容量1MBまで）

## 3 掲載できる情報の内容

### (1) 掲載可能な内容

「シニア ナビ ねりま」に掲載できる情報は、下記(1)または(2)のいずれかにあてはまるものです。

- ① 高齢者の社会参加に資する情報
- ② 高齢者の日常生活の利便に資する情報

### (2) 掲載不可能な内容

- ① 法令および公序良俗に反するもの
- ② サイトの公共性およびその品位を損なう恐れのあるもの
- ③ 問合せ先が明らかでないもの
- ④ 著作権、肖像権等の第三者が有する権利を侵害する恐れのあるもの
- ⑤ 政治活動、宗教活動、意見広告および個人的宣伝に関するもの
- ⑥ 営利を目的とするもの
- ⑦ 差別、偏見および不必要な区別を助長する恐れのあるもの
- ⑧ その他、サイトで発信する内容としてふさわしくないものと認められるもの

#### ※「営利」目的の範囲について

会場賃借料、テキスト印刷代等、サービス提供にかかる実費を負担する程度であれば、非営利と考えます。

これに対し、参加費・利用料・負担金等、名目の如何にかかわらず、サービス利用者から徴収する金銭により利潤を上げることが意図して提供するサービスは、実際に利益を得たか否かに関わらず、「営利」目的と見なします。

## 4 登録申請の方法

### (1) はじめて登録する場合

申請内容に基づき、登録の可否を審査させていただきます。

#### ① 提出物（2点）

ア 登録（変更）申請書

イ 団体規約等（団体の活動目的・内容がわかるもの）

#### ② 提出先（問い合わせ先）

練馬区高齢社会対策課（担当）いきがい係

所在地：〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所西庁舎3階

電話：03-5984-4763

メール：koureitaisaku09@city.nerima.tokyo.jp

#### ③ 提出方法

郵送または持参

※直接持参の場合は、事前にご連絡をお願いいたします。

※「署名」が必要なため、電子メールでの提出はご遠慮願います。

#### ④ 受付時間

月曜～金曜 午前9時～午後5時（祝日、年末年始除く）

#### ⑤ 登録の決定

登録団体申請書受付後、1週間程度で、決定します。

登録決定した団体には、「登録決定通知書」を交付します。

#### ⑥ 登録有効期間

登録決定日から1年間

### (2) 登録を更新する場合（年1回）

#### ■ 提出物（1点または2点）

①（必須） 登録（変更）申請書

②（変更がある場合のみ） 団体規約等

提出先、提出方法、受付時間は、(1)と同様です。

### (3) 登録内容を変更する場合

変更が生じた時点から、速やかに届け出てください。

「はじめて」、「更新」の場合と同様に、登録（変更）申請書を提出してください。

## 5 「新着情報」投稿の方法

ホームページ内に設けられた、「新着情報掲載申込」入力フォームに必要事項を入力し、送信ボタンを押すと、インターネット上から自動的に提出されます。

※午後5時以降の送信は、翌営業日扱いとなります。

※インターネットが使えず、入力できない場合は、下記までご相談ください。

(相談先) 練馬区高齢社会対策課 いきがい係

所在地：〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所西庁舎3階

電話：03-5984-4763

## 6 「新着情報」投稿時の注意事項

### (1) ホームページ更新時期

月2回(毎月10日 および 25日)の午後3時)

※当該日が土曜・日曜・祝日の場合は、直後の平日に更新します。

### (2) 原稿提出締切

■10日更新の場合 ⇒ 前月 末日 午後5時まで

■25日更新の場合 ⇒ 当月14日 午後5時まで

※10日分、25日分とも、当該日が土曜・日曜・祝日の場合は、直前の平日を締切日とします。

※投稿者多数の場合、掲載時期が次回更新日になる場合があります。

### (3) 原稿容量制限

■文字数：250字以内

■写真等添付ファイル：1点まで(容量1MBまで)

### (4) 掲載期間

最長1ヶ月間

### (5) 投稿件数の制限等

#### ① 1団体あたりの投稿件数の制限

1回の更新につき1件まで

#### ② 同一の新着情報記事の投稿

1年間に1回まで

#### ③ 投稿件数の総数制限

1回の更新につき、最大10件まで※投稿を希望する団体が多数の場合は、先着順とします。